

令和5年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和5年9月15日午前8時59分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜 山 裕 子	副局長	小 倉 一 仁
------	---------	-----	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃	福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	栗 田 信 孝
建 設 課 副 課 長	谷 本 和 久	上 下 水 道 課 長	谷 本 誠

上下水道課 副課長	陸平将史	教育委員会 事務局長	三浦誠
教育委員会 事務局副局長	吉田忠弘	教育委員会 事務局学校 給食センター 所長	前芝由希
監査委員	山本哲也		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 49 号 上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 50 号 上大中清掃施設組合の解散について
- 日程第 3 議案第 51 号 上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について
- 日程第 4 議案第 52 号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 5 議案第 53 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度 第 7 号 上水道事業 中央監視設備更新工事）
- 日程第 6 議案第 54 号 土地の取得について
- 日程第 7 議案第 55 号 令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 56 号 令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 57 号 令和 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 58 号 令和 5 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議員派遣の件について
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時59分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

本日も上着を取っていただいて結構であります。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

△日程第1 議案第49号～日程第10 議案第58号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 議案第49号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例から日程第10 議案第58号、令和5年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）まで10件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立でございますが、樫木議員より挙手の申出がございますのでこれを許可いたします。

△日程第1 議案第49号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第49号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません。何点か質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1点目ですが、利用料が8,000円と定められた根拠について説明をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、第8条におやつ代、保険料等を定める、徴収することができるというのがありますが、保険料についてお聞きしたいんですが、保険料は保護者が負担する費用は幾らぐらいと想定していてどれぐらいの補償が必要だということを、指定管理者に大体これぐらいだということを求めていかなければならないというふうに、どう

考えておられるのかというのをお聞きしたいというのが2点目です。

3点目が、10条の2項に前項に減額または免除する利用料及び要件については町長が規則で別に定めるといふふうにあるんですが、そのことで2点聞きたいんですが、このことについてどのように、指定管理者になりますが、どのように周知するのかということについて、利用者に、住民にどのように周知するのかということをお聞きしたいということと。

それと、この間、口頭で説明あったので微妙なところを聞き渡らしたので、ひとり親世帯に対する補助金額と兄弟に対する補助金額、口頭で言われたのできちんと頭に入っていないので、そこを説明していただけたらと思います。

○議長（大石哲雄）

4点やな。

○9番（吉本和広）

いや、まだあります。

○議長（大石哲雄）

3点だったんと違うか。

○9番（吉本和広）

いやいや、何点かて言ったんです。

何点か質問しますとやったんです。

それと、5条の4項、前3号に掲げるもののほか、町長が学童保育の運営上支障があると認めるときというのがあります。これは、要するに入所の取消しとかを行う場合のことなんですけれども、これが13条の3項で、町長とあるものは指定管理者と読み替えるものとするということがあると思うんですね。ですので、これを支障があると認めるのは、指定管理者の場合だったら指定管理者になると思うんですけれども、この支障がある場合というのはどういう場合のことを言われておられるのかということなんです。その場合、退所になるということも考えられますから、この支障があるというのはどういうことを考えられておるのか、それをお聞きしたいということと。

もう一点は、13条で、今回、指定管理者による管理となるんですけれども、今のあすなるの資格を持つ職員の現状からすると、条例に基づいて40人以下となった場合、資格を持つ職員が今の数では足りないのではないかというふうに思われるんですが、その確保についての状況を教えていただけたらということなんです。

1回目の質疑は以上です。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

おはようございます。お答えいたします。

まず、1点目の利用料の根拠につきましてお答えをいたします。

利用料は、この条例におきまして月額8,000円という金額と定めてございますが、この学童保育の利用に係る料金の設定には、学童保育所の基本的な運営に要する全体の費用の2分の1を保護者が負担とするという国の考え方がまずございます。つまり、人件費とか施設管理費、この運営に係る費用を賄うための財源となる利用料収入と国の交付金のこのバランスを保ちながら、大きく偏らないように料金を設定する必要があるというような仕組みになってございます。

町内学童保育所における現状の受入人数の場合、今後、予定しています支援の単位の分割により交付金を充実する見込みでありますので、この保育料が高くなれば、交付金の金額も引き上げることができるというようなことになってきます。この収入額が合計が増えることによって、運営段階の財政はより安定するということになります。しかし、利用料金の設定には、現状として保護者の負担が今より増えることがないようにということも前提にありますし、一方、課題となっております支援員の増員、そういった体制整備のための費用、必要な経費を含めた収支予測につきまして様々な試算を行ってございます。

結果、現状と同じく月額8,000円とすることで、保護者の負担の割合や運営の安定のための費用が確保できると判断して、今回規定をしたところでございます。これが1点目の利用料についてです。

あと2点目です。おやつ代、保険料等を徴収することができるという、この保険料についてになります。現在、この学童保育所におけるけが等の備えにつきましては、様々な傷害保険、そういったものが選択できるということになっておりますが、現在の町内の学童保育所におきましては、公益財団法人のスポーツ安全協会、こちらが取り扱うスポーツ安全保険に加入をしております。

補償の内容ですが、活動中のけがや帰宅中のけが、あるいは物損事故、そういったものの総合賠償補償保険、賠償補償ですね、賠償責任保険と、加えて万が一の死亡事故等によるそういった葬祭費用保険、このようなものが補償の内容として入っております。

年間の1人当たりの掛金額ですけれども、保険料は年間に800円と安価であること、また、ご質疑にありました補償内容につきましては、年間掛金800円に対しまして、死亡で3,000万円、入院では4,000円、通院1,500円、賠償責任保険は1件当たり5億円と、この補償内容も一定の補償がされているということから、保護者負担等も考慮しまして、引き続きこのスポーツ傷害保険の加入を想定しているところであ

ります。これが2点目になります。

あと3点目の減免につきまして、まず、保護者への周知ということになりますが、今回、今までは各学童保育所のほうでそれぞれ、ひとり親の家庭に対する兄弟同時入所に減額措置というのをこれまでも周知いただいているところではありますが、新たに生活保護の適用であったり、住民税非課税になるというところもいろいろ加えております。

学童保育所につきましては、新たに入学される就学時健診の際においてと、あとはこの在所児童の保護者に対してまた募集の案内をちょうどするところなんですが、学童保育所において、チラシにおいてこういった減免措置についてはお知らせをしていくというところなんです。

運用としましては、この減免に当たってはその世帯から申請書を頂く、それを許可するという流れを取っておりますので、申請書を皆様方にお配りしてお知らせをします。これを入所の決定時期において、通知をする際に併せてお知らせをしたいというふうに考えてございます。

あと、この減免の措置につきまして金額のところ、ちょうど提案のときに申し上げましたが、金額については改めてになりますけれども、生活保護の適用を受ける世帯については月額利用料の全額を免除、当該年度の住民税の所得割非課税については利用料の半額免除。ご質疑いただきましたひとり親家庭医療費の受給者資格証の交付を受けている世帯については月額利用料のうち1,000円を減額、兄弟同時入所につきましては2人目以降の児童の月額利用料から2,000円を減額するということになっております。これが、以上3点目の減免の周知方法と減免の内容ということになっております。

入所の取消しについてになりますけれども、まず、町長のほうと、まあ指定管理者を今後予定しているわけですが、当然、この入所対象につきましては町のほうと協議の上で決定をしながらということで、実務については学童保育所のほうでお願いしていくという形になります。

ただし書のその退所の要件につきましては、施行規則を定めることを予定しておりますが、そちらの中で次のいずれかに該当することはということで想定しております。当然、まず1点目は、入所に関する申請をいただくその内容に不正、偽りがあったようなことが確認できたときということは、退所の理由に当たるということになります。2点目は、条例の6条及び7条の一時利用に係る料金が支払われないときということが、退所の理由の2点目になります。3点目といたしましては、ほかの児童の安全に支障が生じたとき。例えば、けがとかいろいろさせる、なかなかそういったところの状況が続くというようなことについても、この退所の理由とする。あと、その他当該児童が利用することで学童保育所の運営に支障が生じるとき。

様々なことが想定されますが、基本的には事故、何かあったときには学童保育所、町のほうと関係機関等と協議をしながら、実際運営について家庭と一緒に学童保育がスムーズにいくようにという協議をするんですが、どうしても運営、また、ほかの児童の安全な保育というのが保障されないということになれば、そういった退所のこともあり得るということで、施行規則のところで細かく定めていくということを予定しております。

続いて、6点目のところですが、支援員の確保についてということで取組のところですが、40人以下の支援の単位になったときに、確保の問題ということでご質問をいただいております。

内容につきましては、40人以下の支援の単位ごとに認定の支援員を配置するということになってございます。現在は、支援員の数でいうと、実際に今、令和5年度運営をいただいている、保育をいただいている方については人数は足りておるんですけども、なかなか後継の方とか、やはり支援員というところを充実させていく、さらには、また支援員の単位を増やしていくということになれば、代わりの方とか新しい若い方々の育成というところで認定資格をどんどん取っていただきたいというふうには考えております。

ただ、確保につきましては、今、学童保育所のほうと来年度以降の費用の、町からの交付金を活用した委託の金額で、どれぐらいの方、どれぐらいの時間を雇えるのかというところも協議をしているところでもありますので、安定した運営のために、この雇用については町のほうもしっかりと協力をしながら進めていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

利用料については、国からの補助を最大限もらおうとすると、もっと保育料を上げればもらえなくもないが、ただ保護者の今の負担状況からしたら、今の負担にとどめるという点でそういうことをするという点でよろしいですね。

それとあとのことなんですけれども、先ほど申請時であったりとか入学に入る前のときに、減免についての周知徹底ですけれども行うと言うたんですけれども、これは町の減免制度なんで、町がチラシを作成して配布するというふうには捉えてよろしいわけですね。指定管理者ではなくて、町の減免なので、町がそういう減免のチラシを作って、できたら公報とかでも知らせる、周知することが大事だと思うので、町が作ってやっていただくと解釈したらよろしいのかという点です。

それともう一点、運営上支障があるといったときに、子供の中で危害があったりとかした場合のことが言われていましたけれども、そういうのは要綱等で、ちゃんと協定書等の中で詳しく指定管理者と結ぶのかと。結ぶ必要は、私はあると思うんですけども、結ぶのかという点をちょっと答えて。

それと、4人、今の時点では確保できているということなんですけれども、来年4月に辞めるということを表明している方もおられるようなので、今、町も一緒になって人材を探すということをお願いしていたんですけれども、広報等で募集を呼びかけるとか、町のあらゆる機能を使って人材確保に努められるのか、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

その広報の関係なんですけれども、まだ指定管理のほうをきちんと結んでいないので、広報のところは載せることはできません。

それと、今の入所のときに説明をする資料も広報へ載せてと言われたんですけども、その部分も実際入所する児童・生徒に対しての町の負担の部分の減免の部分だけなんですけれども、その部分についても広報に載せる必要はないと私は考えております。

以上です。その2点お答えします。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

まず1点目は、保育料につきましては、ご認識というかお話しいただいたとおりかと思えます。

2点目、町の減免制度についての周知のところになりますけれども、当然、町の条例で決めることですから、この案で周知徹底していくということですが、実際、学童保育所の入所につきましては、学童保育へのいろいろ相談とか情報発信というのをかなり効果的に行うことができっておりますので、今現在もちょうど10月から、早いところで学童保育所の来年度の入所の受付を開始するところになっておりますので、そのあたりのチラシと周知の内容というところをちょうど協議しているところであります。あわせて、漏れなくできるだけ行き渡るように、必要に応じては町のほうでも十分、窓口いろいろ対応できるように整えていきたいというふうに考えております。

3点目の退所の理由ですけれども、様々な退所の理由が考えられますということで、そこを規則でも定めていくところではありますが、この内容につきましては、まずお申し込みいただく際に、各申込みの保護者の方から、こういった内容、学童保育の規定に沿っていただくとかそういった指導、子供さんの安全な保育のためにご協力くださいという誓約書を頂くことを予定しておりますので、そういったところを丁寧に説明をしながら、何かあったときには協議を関係機関と併せて対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

支援の確保の3点目につきましては、今後退職されるということも十分あるかと思っております。このあたりについては今一番の課題というふうには当然考えております。質疑いただいた中身のとおり、支援の確保というのが、放課後の時間であるとか1日の常勤であるとか、いろいろなところの任用の仕方があるんですけれども、研修の機会に積極的に受け入れていただく。また今、若い方が非常に入っていただいておりますので、そういった方々が継続できるような処遇の部分とかいうところを充実しながら確保というところと、継続して勤務いただけるようなそういった環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第50号

○議長(大石哲雄)

日程第2 議案第50号、上大中清掃施設組合の解散について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、上大中清掃施設組合の解散についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第51号

○議長(大石哲雄)

日程第3 議案第51号、上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議
について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、上大中清掃施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第52号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第52号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会を組織する地方公共

団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第53号

○議長(大石哲雄)

日程第5 議案第53号、工事請負契約の締結について(令和5年度 第7号 上水道事業 中央監視設備更新工事)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、工事請負契約の締結について(令和5年度 第7号 上水道事業 中央監視設備更新工事)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第54号

○議長(大石哲雄)

日程第6 議案第54号、土地の取得について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、土地の売買契約についての委任状についてなのですが、民法108条を読んでも、副町長さんを代理にするということがよく理解できなかったのので、代理人を置かなければならないということについてご説明いただけたらと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願ひします。

お答えします。

利益相反行為ということなんですけれども、簡単に説明しますと、例えばAさんとBさんが取引するときに、Bの代理人としてAを立てた場合、AとAの土地の取引行為になります。そうすると、例えばBさんにとって不利益を被るようなことが起こり得るといふ行為を利益相反行為としております。

こういった行為を今回の取引につきましては、片方は上富田町長、片方は上大中清掃施設設組合の管理者でございます。管理者のほうは田辺市のほうの、構成市町として田辺市と上富田町がございます。田辺市としたら、上富田町にとってええようにされへんかなという心配、これはあくまでないんですけれども、そういった行為を指します。今回は、ただ土地の取引につきましては、上富田町のこの議会と上大中清掃施設設組合の議会両方問いますので、利益相反になることはないだろうということを立てないことも田辺市さんと検討したんですけれども、一応、今までの慣例により、こういった行為を利益相反が起こり得るとして片方を代理者としたことにしてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、土地の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第55号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第55号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

まず、歳出一括でお願いします。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

歳出の中の児童福祉費、98ページ、上段のなのはな保育所改修工事請負費の600万円の中に、私ども視察ていうか見させていただいたんですけれども、プールの改修費は含まれますか、含まれませんか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

なのはな保育所改修工事につきましては、本年度の当初事業計画の中で実施していくということです。今回の補正につきましては、近年の物価高騰等によります増額としておりますし、内容につきましては、本年度に入りましてから民営化について進めていく中で、改修内容については運営予定候補者の法人さんと今協議をしているところです。

ご質疑のプールの中身につきましては、現時点での工事の改修の中身には含めてはおりません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

来年4月から新しい保育所が開園されるということなんですけれども、やはり引き渡すというかお渡しするときに、正常という言葉が正しいのかどうかよく分からへんけれども、きちんとした形で、例えば焼却場も撤去したり、いろいろな段を直したりするんやけれども、そういったプールも、プールの安全性は確認されているかどうか分かんのですけれども、正常な形でお渡しするというのが、私なんかやったら思うわけですね。傾いてるやつをそのまま渡すんや途中で直すんやではなくて、その辺のお考えはどんなに思っておられますか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

今回の改修工事につきましては、長年繰り返されてます地盤沈下への対応の部分と、まず児童の安全対策というところを重点に行っております。

この質疑にございました、現場もご覧いただいておりますけれども、プールにつきましては、地盤沈下の影響によると思われる少し傾きが出ておるんですけれども、これについては今回の設計の段階で事業者様にも設計業者のほうともいろいろ相談をさせていただいているところです。当然、改修につきましては、かなり老朽化もしておりますので園内の中とか様々ございますけれども、今回予算と今後の計画の中で優先順位というところで進めさせていただいておるといところのご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

焼却炉なんかを解体するというお話を聞きましたけれども、安全面で言えばあまり関係ないなと思いますよね。プールというのは、子供さんたちが入るところなので、安全性も含めて確認されているのかどうかというのが気になるわけです。当然、夏までは使用する機会はないと思うんですけれども、その辺はどのように把握されているんですか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

プールにつきましては、安全面と使用について、一体的なFRPのプールですので崩れていくということはないという、安全性については確認しております。

ただ、ご質疑にありますとおり、様々な改修が必要と言われるところは、今後、プール以外にも出てくる可能性はあるかと考えておりますので、この辺りは今後予定しています三者協議会というところ、これは運営法人と町と保護者会と、この三者でいろいろ協議していく中なのですが、その中でまた協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい」と松井議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

お願いします。

100ページ。林業費のところでは質問させていただきます。ここに林業機械生産力高度化支援事業補助金というのがあるんですが、これは新しい知事が4月の予算のときに、物価高騰ということで物価高騰政策として掲げたものが、さきに紀州材生産量高度化支援事業というのを知事が4月に予算で掲げました。その後、この6月補正予算で、それに加えて、この事業を加えるということで加えた事業です。

1点目聞きたいのは、最初に知事が考えた製材所等への生産力高度化支援事業補助金について、今2種類あるんですね。それについて、事業についても町内の事業所に周知したのかどうかというのが1点目です。これだけではなくて、この事業だけではないので、もう一つの事業もちゃんと対象者のところへ周知徹底しているのかという問題です、1点は。

2点目ですけれども、これは知事も記者会見で、物価高騰の対策なんだということを私の重点政策なんだということを言われて、ここにもそのホームページの資料がありますけれども、物価高騰に対する取組だということでこの事業を臨時交付金を使って、要するにガソリン等のエネルギーを大量に使ってやるのではなくて、より少ない費用でやれるようにということで高度な機械を入れるということを、物価高騰の対策としてやっておるんですね。ですので、知事は臨時交付金を充てています。

町としても、私はこの予算に反対するつもりはないんです。出してあげることはいいことだと思っておりますので。ただ、この目的に賛同して上乗せするのであれば、この

目的に沿って町も臨時交付金を充てて物価高騰対策としてやるべきものです。森林環境譲与税を使うということにこれはなっていますけれども、森林環境譲与税の目的は物価高騰ではなくて、譲与税の法律の中の用途があって、用途には森林譲与税は森林の整備に関する施策に使う、森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林を有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進とあるわけですね。だから、そういう目的と物価高騰とは違うと思うので、これは本来、臨時交付金を使って行うべきではないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えいたします。

まず、1点目の県が行っています製材所への事業に対して周知を行ったのかということですが、こちらについては和歌山県が実施している事業で、上富田町は実施していないため、当町としては周知はしておりません。

2点目です。森林環境譲与税の用途ということですが、本事業につきましては、森林環境譲与税の用途として挙げられています森林の整備に関する施策、森林の整備を担う人材の育成及び確保、木材の利用の促進、その他の森林の促進に関する施策に要する費用に該当すると考えております。この森林環境譲与税をこちらに充てることは、和歌山県の担当者にも確認した上で行っておりますので、こちらについては問題ないと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

法的には問題はないと思うんですが、私も森林整備課に聞くと森林整備課のほうは、個人にあまりするという例はないと。だから、広く全体に使うものとして使われているのが全国の事例であって、そういう事例は聞いたことがないということも言われておりました。

なので、今後、森林譲与税、これから山の整備を進めていかなければならないと思うんですね。だからその費用が減るということですから、やっぱり目的に応じたことを今後は再度検討していただけたらなということをお願いしたいのですが、その辺、目的からして、私はもっと、町がまだ整備ができていないと思うんですね。だから、そっこのほうへ使うべきではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

繰り返しになりますが、今回の森林環境譲与税を充てるということは、県の担当課に確認の上で行っておりますので問題ないと考えております。

議員今おっしゃられました今後の事業については、現在実施しています事業に加えて、今後の取組について事業のバランスを見ながら研究していきたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ほかに、歳出でないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、歳入一括でお願いします。ないですか。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

説明いただいたときに聞き洩らしたかも分からないんですけども、92ページの一番下段の雑入、子ども活動支援補助金はどこからの収入なのでしょう。そして、使用先、もし指定があるのなら説明していただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

お答えいたします。

質疑にありました子ども活動支援補助金につきましては、本年度100万円、昨年度に引き続き助成を受けたものですが、こちらは今年度、令和5年度におきましては、公益財団法人ライフスポーツ財団からの補助金が採択されてございます。これは、保育所の活動を中心に、うち30万円については、体力向上事業というレクリエーションの事業と、残りの70万円につきましては、今回補正をさせてもらいましたはるかぜ保育所に新たに遊具を設置する費用に充当させていただくという予定としております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい」と松井議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかにはないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第56号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第56号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第57号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第57号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

歳入歳出一括で質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 議案第 58 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 議案第 58 号、令和 5 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

収入支出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 58 号、令和 5 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 11 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第 11 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第 121 条の規定により、別紙配付のとおり議員

を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より29項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定のより、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和5年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、令和4年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定は、決算審査特別委員会を設置して審査していただくことになりました。谷端委員長さん、平田副委員長さんをはじめ、各委員の皆さんにはご多忙のことと存じますが、審査していただき認定していただけるようお願いいたします。

次に、令和5年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、衛生費の上大中クリーンセンター跡地の購入並びに保健センター改修工事や商工費の市ノ瀬若もの広場トイレ改修事業、また民生費のなのはな保育所改修工事など早急に事業を実施していきますので、よろしくようお願いいたします。

最後に、第4回定例会までには様々な行事が予定されていまして、9月24日には岡小学校の運動会、10月1日には朝来小学校の運動会、これにつきましては午前中の開催となります。9月25日には敬老訪問、10月8日にはスポーツの祭典、10月14日には戦没者慰霊祭、10月29日には防災訓練、11月5日には健康福祉と文化のまつりで各種団体の作品展示のみを行います。行事が多々ありますが、議員各位におかれましても、ご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げまして、令和5年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和5年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前9時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 栗田 八郎

議事録署名議員 平田 美穂